

＜前回＞宗教的寛容論

A. 宗教的寛容・問題群の構造—問題の整理に向けて—

多元化そしてグローバル化によって特徴づけられる現代世界において、宗教は民族とともに、しばしば様々な対立の主要な要因とみなされてきている。実際、宗教の相違を背景に、あるいはそれを根拠として、紛争が引き起こされる例は少なくない。こうした状況の中で、宗教的多元性の状況下における寛容（とくに宗教的寛容）の可能性とその実現に向けて、理論的また実践的に多くの努力がなされつつある。現代キリスト教思想研究の主要課題の一つはここにある。

1. 現代の問題状況

「宗教的寛容」(Religious tolerance) は、様々な角度からの分析を必要とする複合的かつ錯綜した問題である。

(a) 信教の自由としての宗教寛容論：狭い概念、しかし明確な内容をもつ。

(b) 寛容概念の拡張傾向＝曖昧化

(c) 多元社会における寛容という課題

・問題の構造：寛容と法律の下での障害や差別待遇がないこと(法律の場面と社会の場面)／多様であることと否認や嫌悪や憎悪／理性にもとづく道徳的判断と感情にもとづく非道徳的判断(強い寛容と弱い寛容)

(1) 歴史的問題群(とくにキリスト教史・キリスト教思想史において)

2. キリスト教における「寛容」一般についての歴史的考察

ローマ帝国国教化後の異教への「寛容」、異端問題に関わるアウグスティヌスの一連の議論(例えば、『洗礼論—ドナトゥス派に対して』)など。

3. 西欧近代の「信教の自由」との関わりにおける「宗教的寛容」の歴史的考察。

キリスト教の歴史において、宗教的寛容を問う場合、その中心問題は、近代的な信教の自由に関連した寛容の問題。

(a) 国家あるいは地域の多様性 (b) 教派の多様性 (c) 時代における相違と連関

(d) 個人の思想家を焦点とした歴史研究

(2) 思想レベルにおける問題群(哲学、神学、法学・政治学など)

4. 西欧近代において一定の法的社会的システムとして成立した「宗教的寛容」については、その論理的根拠や整合性、あるいは法的政治的な有効性や妥当性を理論的に論じることが必要になる。たとえば、西洋近代の信教の自由や政教分離が、果たして宗教的多元性を前提とした社会システムの中で、真に有効に機能できるのか、あるいは、こうした議論で前提となる「公」と「私」の区別がいかなる意味で用いられるのか(また用いられ得るのか)、など理論的に解明すべき問題は決して少なくない—公共性と宗教的寛容という問題はこの点に関わっている—。

(3) 社会学的問題群

5. 宗教的寛容の実態調査

6. 今動きつつある「寛容」の動向を捉えるという問題

7. (2) の思想レベルの議論に関わる問題

(2) 指摘した、「公／私」の枠組みや公共性をめぐっては、社会システムに関わる一般的な理論構築が必要になり、これは社会学の理論的問題領域に属すると思われる。

(4) 寛容概念の拡張と比較(比較宗教学を視野に入れて)

8. 拡張：(1) で明らかにされた「宗教的寛容」概念は、(2) と(3) の議論を経ることによって、その有効性や限界が顕わとなり、それに伴って、現代の多元的世界により妥当する仕方でも改訂し、拡張することが必要になる。

9. 比較：西欧近代の宗教的寛容システムを問い直す場合に留意すべきは、宗教的多元性下における宗教的「寛容」について、西欧近代のそれとは別のシステムの存在に注目すること。

B. 歴史的概念として宗教的寛容

(1) ロックの寛容論

- ・絶対王政と教派的多元性、国教会と自由教会
 - ・多元的状況における秩序＝平和
 - ・自由主義的な市民社会
 - ・為政者が少数者に対して。寛容は相互的か。
 - ・ロックの寛容論→(サウス)カロライナ統治案、カロライナ州憲法
- 「寛容」(toleration ←→「強制」「干渉」imposition)。信仰は個人のことであり、礼拝行為も神と個人の間で良心によって行われ、政府の干渉すべきことではない→非国教徒の自由を政府は認めるべきである。政教分離。

(政治権力の基礎＝原始契約→無神論＝無政府論。無神論とカトリックへの不寛容。)

「寛容についての試論」(1667頃)、「寛容についての手紙」(1689/90/92)

(1)'自由の伝統

- ・ピューリタンと信教の自由をもとめた脱出(ピルグリムの渡航)
- ・「メイフラワー契約」(1620/11/11)
- ・ヴァージニア信教自由法
- ・「権利章典」(＝憲法に付随する10カ条の修正条項)：連邦政府に対する各州の権限尊重を明記。
- ・歴史的プロテスタンティズムの限界：信教の自由を求めた移住という伝統は、自分たちの信仰の自由を求めてのことであるが、他の人々の自由を保障するという意識に基づいていたわけではない。クエーカーへの弾圧。
- ・公定教会制(established church)：教会同様に人々の自発的契約に基づく政府(公的権力。人間の罪のゆえに必要となる取り締まり、処罰を行う権限)も、神との契約を履行する義務を負う。国家と教会は協力して神の法に従うべきであり、教会財政は、教会員ではない人々もその維持に協力すべきである。→社会秩序の不安要因と判断された人々を「拒む権利」。

(2) セバステイアン・カステリョ

(3) 寛容のネットワークとアジュール

(a)再洗礼派 (b)都市のネットワーク

1. ヨーロッパ諸都市における宗教的寛容ネットワークの存在

- ・小山哲「我ら異なる信仰のために血を流さない」——近世ポーランドにおける諸宗派共存体制をめぐって」(京大文学部文学研究科・21世紀COEプログラム「グローバル時代の多元的人文学の拠点形成」『グローバル時代の人文学——対話と寛容の知を求めて』2007年、11-24頁)。

阿部謹也『中世を旅する人びと——ヨーロッパ庶民生活点描』ちくま学芸文庫。

関哲行『旅する人びと』(ヨーロッパの中世4)岩波書店、2009年。

2. ハンス・B・グッギスベルク『セバステイアン・カステリョ 宗教寛容のためのたたかい』新教出版社、2006年。

カルヴァンとカステリョとの対立が、異端者に自由を与えることが教会の存立を脅かすときに国家はそれを黙認してはならないという改革者の立場と、そこに信教の自由の抑圧を見、「人間を殺しても、教理を弁証したことにはならず、単純に人殺しにすぎない」と批判する人文主義者の立場との間にあるとの指摘は、説得的である。

次に、本書において『異端は迫害されるべきか』『異端非処罰論』などの緻密な分析によって示されるカステリョの宗教寛容論は、現代の読者が宗教的寛容について考える上で参照すべき多くの洞察を含んでいる。たとえば、異端者とは単なる教会の攪乱者ではなく、探究者、疑惑者という面を有しており、寛容に処すべきであること、教義は重要ではあるが、それは相対的な重要さであって、強制されるべきではないこと、誰が異端者であるか判断できるのは神のみであって、何びとも神の判決を先取りすべきではないこと。

3. 再洗礼派

- ◆「ケルンの再洗礼派運動が存続できた原因」、「緩やかな組織」(130)

「移動する仲間たちの間で結ばれた広く柔軟な信仰ネットワーク」(132)

「旅する教会」は、放浪する説教師の指導のもと、広大かつ柔軟な信者たちのネットワークに支えられて、幾多の迫害と困難を乗り越え、終には新大陸まで達するだろう」(133)

◆「商業や産業の担い手として、様々な場所から宗教的少数派が集まった場所が、ハンブルクやアルトナ、クレーフェルトのような都市だった」(190)

「宗教的少数派に対する信教の自由が認められるようになっていった」

◆「自らの信条を規定する信仰告白や教理問答を造り上げ他者と差別化を図った」、「再洗礼派も例外ではない」、「16世紀後半から17世紀前半は所謂「宗派化」の時代」(213)

「シュヴェンクフェルト」「真の信仰は決して強制され得ない」(213)

「宗派というよりむしろある種のサークルもしくはネットワークを形成した」(214)

「新大陸へ到達した信徒たち」「彼らは教会を組織し信仰箇条を整えていった」「1782年の教会指針」「宗派としてのシュヴェンクフェルト派」(216)

「キリスト教のマイノリティ同士の間では考え方の違いを超えた協力や助け合いが行われること」(217)

10. 民主主義とキリスト教

民主主義(イギリス→アメリカ): 主権在民、基本的人権、政教分離、代議制→共和制

(1) 民主主義と自由主義

0. 広義の民主主義

構成員全員が国家や集団の権力者(主権者)であり、集団の意思決定は構成員間の合意形成に基づいて行う体制・政体。寡頭制、君主制、貴族制、独裁、専制、権威主義などに対立するものとして多義的に理解される。

近代民主主義は、西欧を支配してきたエリート層(貴族・富裕層)が市民革命期に選んだ体制として成立し、その後もほぼこの枠内で動いている。フランス革命やナポレオン戦争によって、民衆を主権者とする民主主義の国家の方が、それ以前の封建国家に比べ、国民が納税や兵役の義務を積極的に果たし、財政的軍事的に強い国を作れることが判明。貴族などエリート層は、封建国家だった自国を民主主義の導入によって国民国家に転換し、民意よりエリートの利害を重視する官僚機構を置き、あるいはエリートが認めた特定政党(たとえば2大政党)に権力が安定的に集中させるといったやり方で、実質的な権力がエリートの手に残る仕掛けを維持した。

1. Anthony Giddens, *Beyond Left and Right. The Future of Radical Politics*, Polity Press 1994.

What is democracy?

A starting point for considering these issues is offered by what some have recently started to call 'deliberative democracy' — and have specifically contrasted to liberal democracy. Liberal democracy is a set of representative institutions, guided by certain values; deliberative democracy is a way of getting, or trying to get, agreement about policies in the political arena. The deliberative ideal, according to David Miller, for example, 'starts from the premise that political preferences will conflict and that the purpose of democratic institutions must be to resolve this conflict'. For such conflict resolution to be democratic, he says, echoing Jürgen Habermas, it must occur 'through an open and uncoerced discussion of the issue at stake with the aim of arriving at an agreed judgement'. It does not have to be the case that agreement is reached directly through such discussion. A vote might be taken; the important thing is that the participants reach a judgement on the basis of what they have heard and said. (113)

・森村 進『自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門』講談社現代新書 2001年。

1'. Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993.

Rorty's position, however, is problematic because of his identification of the political project of modernity with a vague concept of 'liberalism' which includes both capitalism and democracy. For, at the heart of the very concept of political modernity, it is important to distinguish two traditions, liberal and democratic, both which, as Macpherson has shown, are articulated only in

the nineteenth century and are thus not necessarily related in any way. Moreover, it would be a mistake to confuse this 'political modernity' with 'social modernity', the process of modernization carried out under the growing domination of relations of capitalist production.

to draw this distinction between democracy and liberalism, between political liberalism and economic liberalism (10)

2. 佐藤光『リベラリズムの再構築 「自由の積極的な保守」のために』工房早山、2008年。「実際、西欧史を少しでも紐解けば明らかなように、リベラリズムの本来の姿は、「重商主義政策からのレッセ・フェール」や「規制緩和による経済活動の活性化」を唱える経済的自由主義などではなく、中世末期あるいは近世における、血で血を洗う宗教戦争の反省に基づいた、いわゆる「宗教的寛容」を核と思想だった。カソリックとプロテスタント、信と信、価値と価値の間の対立・葛藤・衝突・殺し合いをどうするか、それらの間にいかにして平和をもたらすか、信仰が真実のものである限り、たとえ自己の信仰とは異なる、虫酸が走るほどの嫌悪感をもたらす信仰であったとしても（否認や嫌悪や憎悪）、その存在を断固として認めよう——こうした確固とした倫理的態度が、リベラリズム本来の課題と意味だった。」(14)

(2) キリスト教と民主主義

3. 「契約共同体、徹底的平等主義、反帝国」と民主主義との親近性、とキリスト教と政治的共同体との関係の多様性。

4. 大木英夫「デモクラシーとキリスト教」(『歴史神学と社会倫理』ヨルダン社、1979年)

「バルトは『義認と法』(一九三八年)において、「新約聖書の訓戒の最も内的な、最も中心的な形に眼を注ぐときにこそ、私は『われわれは新約聖書の線を民主主義的国家概念の意味において延長する場合にこそ、正しい解釈に基づくのだ』と言うであろう」と言明した。戦後『キリスト者共同体と市民共同体』(一九四六年)において、前者よりもずっと抑制された形をとっているが、「福音から出発するキリスト教的政治の方向と線とは、普通一般に、民主的国家と名づけるものに著しく似通った傾向にある」ことを承認した。バルトが政治的にデモクラシーを肯定していることは以上の引用から十分推測できると思うが、彼が政治問題を考えるさいにとる「神の国」との類似の論理は、正しい国家が君主制・貴族性の形をもとりうるし、また独裁制をもとりうることを容認せざるをえないという結果をもたらし、キリスト教とデモクラシーの結びつきを、神学的な立場から断定することの困難をあらわしている。歴史的に見ても、キリスト教徒とデモクラシーとの結びつきを立証することはけっして単純にはできない。」(368頁)

◆時代／年表

1492年：グラナダ陥落（レコンキスタの完成）、コロンブスのアメリカ大陸発見

1517年（10月31日）：ルターの95カ条の提題、宗教改革の発端。

1518年：スイスでツヴィングリの宗教改革

1519年：ルターとエックの論争

1521年：ヴォルムス勅令（カール五世、ルターを帝国追放）

1524-25年：農民戦争

1534年：イエズス会創設、ヘンリー8世による国王至上法（首長令）

1545-63年：トリエント公会議（教皇至上権、カトリック教義の確認）

1555年：アウグスブルク宗教和議

（諸侯と諸都市にプロテスタント・カトリックの選択の自由を承認）

1588年：イングランドがスペインの無敵艦隊（アルマダ）を破る

1602年：オランダ、東インド会社

1607年：ジェイムズタウンへ入植開始

1608年：プロテスタント諸教派「同盟」結成
 1609年：カトリック諸教派「連盟」結成
 1609年：カトリック諸教派「連盟」結成
 1618年：プラハでプロテスタント蜂起→30年戦争（1618-1643年）へ
 1620年：メイフラワー号、アメリカへ
 1628年：権利請願
 1638年：主教戦争
 1640年：短期議会
 1642年：ピューリタン革命（1649年からイギリス、共和制）
 1648年：ウェストファリア条約（ウェストファーレン条約）締結
 1648年：オスマン軍ウィーン包囲
 1649年：チャールズ1世、処刑
 1652/65/72年：英蘭戦争
 1658年：クロムウェルの死
 1660年：イギリス、王政復古（チャールズ2世）
 1664年：ニューインドランドの特許状廃止、王領になる
 1688年：名誉革命
 1689年：宗教寛容法、権利宣言
 1691年：特許再交付、ニューイングランド自治回復
 1694年：イングランド銀行
 1701-14年：イスパニア継承戦争
 1707年：スコットランドと合同（大ブリテン王国）
 1740年：「大覚醒」はじまる
 1754年：フレンチ・インディアン戦争、フランス領植民地壊滅
 1763年：カナダがイギリス領に
 1776年：アメリカ「独立宣言」
 1786年：ヴァージニア「信教自由法」成立
 1791年：「権利章典」成立

（3）ピューリタンの教会政治と民主主義——リンゼイ・テーゼ

- ・宗教改革の万人祭司の理念の歴史的な具体化として
 - ・神の意志の発見の手続きとして
 - ・直接民主主義とキリスト教とは合致できるか。聖職者の存在意味
5. リンゼイ（Alexander Dunlop Lindsay, 1879～1952）・テーゼ：
「ピューリタニズム→イギリス・デモクラシー」
6. ルターの万人祭司論→平等な人権→同意に基づく政治＝民主主義→普通選挙権
「神の前」において ↔ 現実（政治と経済）
7. 近代民主主義の母体としてのピューリタンの教会会議
- ・ニュー・モデル軍の総司令部が置かれていたロンドン南西部のパトニーという小さな町で開催された軍総評議会での、1647年10月28、29日、11月1日の討論の総称。
 - 国教会／分離派（独立会衆派教会など）
 - 長老派、会衆派、レヴェラーズ
 - 右派、中道右派、中道左派、左派
 - ・レヴェラーズ（平等派）ーレインバラ大佐
- 1645年頃に現れる。主にロンドンとその周辺の都市部で小親方、徒弟、手工業者、店舗経営者などを支持基盤に、署名・請願運動や政治トラクトの出版を行う。その主張は宗教的寛容、法制度改革、言論・出版の自由、独占批判などに及ぶが、それらを「生得権」ないし「自然権」として説く。自然法に基づく自己保存と抵抗権の主張。

『人民協約』(An Agreement of the People、1647年11月3日)

8. ニュー・モデル軍：1645年2月の「ニュー・モデル条令」と4月の「辞退条令」によって、編成された。従来の議会軍の主力三部隊（エセックス軍、東部連合軍、西部軍）とを同一の指揮系統に統合する。クロムウェルの率いる「鉄騎兵」が持つ「聖徒の軍隊」としての性格がニュー・モデル軍全体の統一原理へと昇華。

徴兵方法。士官や兵士の選抜は身分や社会的階層によらず、「敬虔で正直な者」「自分が何のために戦うかを知っている者」を積極的に採用。『携帯聖書』を携えて戦闘に臨む。『兵士のための問答』という冊子は戦いの目的がプロテスタント宗教を教皇から防衛し、イングランドの法と自由とを専制政治から救い出すことであると教えた。ニュー・モデル軍における宗教的理念の役割の大きさ。一つの規律の下で統一された軍。

・クロムウェルの「ニュー・モデル軍におけるこうした宗教的理念の果たした役割の大きさ」。クロムウェル部隊の強さの秘密＝徴兵方法。

9. 争点＝宗教的な根本理念のレベルにおける選択：

絶対王政と国教会制度を支える階層的秩序（身分制社会）か、宗教改革の万人祭司（神の前の平等主義）か。

10. パトニー討論とその意義

・「パトニー討論」（1664年10月28日から30日）と法哲学者リンゼイの解釈

革命の中、軍隊の急進派から出された「人民協約」の審議のため、ロンドン郊外のパトニーの教会堂で開かれた軍幹部会議が開かれた。

・ピューリタン革命：絶対王政と共和制という政治システムをめぐる戦争であると共に、イギリス国教会制度とピューリタニズム（これには、多様な宗教的主張が含まれるが、国教会制度を越えて宗教改革をさらに推進するという点では一致していた）という、宗教的な意味根拠をめぐる闘争でもあった。

軍幹部（クロムウェル、アイアトン）とレヴェラーズ（レインバラ）との間の成人男子普通選挙権などをめぐる討論。

11. 同意の原理：レインバラ大佐（レヴェラーズの代表）

「イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ人は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身をその政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」（パトニー討論、1999、176）

12. 民主主義：主権者としての国民の同意が必要。国民の普通選挙権の要求。

「しかし、私はその選挙権という所有権が、イングランド王国においては、他の何者にも勝れて貴族や郷紳や特定の人たちに属する所有権であることを否定する。」（190）

↓

政府や権威者が国民に対する約束（契約）を破った場合には、国民の側に抵抗する権利を認める。「自然法に基づく自己保存と抵抗権」→人間に生得的な人権という観念。

信仰者という点で、聖職者も平信徒も平等である、という万人祭司の精神。

13. 討論の原理：同意は討論の結果到達されるものであって、決して討論の前提ではない（クロムウェル）。関係者全員の同意から出発することではなく、むしろ、意見の「不一致と批判を容認し、かつ要求」すること、「各人の相違を認めた上での平等」。反対政党の存在を許さない政治は、もはや民主主義とは言えない。

14. 討論の原理は、「キリスト教の集会の経験」（リンゼイ、1964、32）に基づいている。

キリスト教の集会：「神の意志」を発見すること。それは、異なる意見を持った者たちの討論による。各自が所有する神の意志についての異なる諸部分の知識を討論の中で語り合い、共有し合うときにはじめて、神の意志は十分な仕方で、発見される。

15. 集いの意識

・民主主義の弱点(?) :

集団の規模が大きくなり、討論が代表者の手に委ねざるを得なくなるとき(=代議制)、主権者である国民と代表である政治家との間に存在する隔たりから、様々な弊害が生じることになる。そこに欠けているのは、「集いの意識とでも呼ばれるべき不思議な雰囲気」(リンゼイ、1964、38)。代表者である政治家が、国民の代表としての責任を自覚しつつ、議会という討論の場に集うとき、討論は民主主義の名にふさわしいものとなる。

16. 「集いの意識」は、ピューリタンの集会という「宗教的民主主義の基盤」の中で体験されていたものであった。

「このことは科学的な理論でもなければ、常識からくる教えでもありません。じつに、宗教的かつ道徳的な原理なのであります。これは、すべての信仰者は精神的〔靈的〕には祭司であるということ、神学的でない言葉にいい換えたにすぎません。」(リンゼイ、1964、19)

<引用>

大澤麦・澁谷浩編訳『デモクラシーにおける討論の生誕——ピューリタン革命における「パトニー討論」』(聖学院大学出版会)

1. クロムウェル(討論第一日)

「しかし、実際、私が言及したいのは、次のことにほかならない。すなわち、私が主の御前において心から確認しているごとく、我々を一つに統合することに、[そして、]神が遂行を望んでいると我々に開示されていることに資すること、がそれである。そして、そういう心でここに会しておらず、自分はそういうことに味方するものではないと敢えて口にする者、私はそういう者はペテン師なのではないかと思う」、「我々は良いことを主張するだけでは足りぬ」(86)

2. アイアトン(討論第一日)

「我々は契約を守るべきだというかの原理を君たちが定め[置く]ことをしないならば、元は事物に対するいかなる権利を持つというのか。君たちが自然法のみで訴えるつもりであっても、自然法によっては、君たちも私も、この土地にしてもその他すべてのものにしても権利を持つことはできないのである。私は、生計のためのもや自分の欲求を満たすために望むものを獲得する権利を持っている。君たちだってそうだ。しかし、あるものを共有するしないについて、人間の間に存在すると私が解している全権利の基礎は次のことである。すなわち、我々はある契約の下にあり、ある協約の下にあるというのがそれである」、「その[協約は]、平和の保全とこの法の維持とを目的に我々の間で同意を与えたかの一般的性格の権威へ服従することで、[土地]の所有権、収益権、処分権を当人が享受し所有するというものなのである。」(119-120)

3. レインバラ(討論第二日)

「私は、それに契約した人々が[含まれる]ことを望んでいる。というのも、イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ者は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身のある政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」(176)

<参考文献>

1. 芦名定道・小原克博『キリスト教と現代 終末思想の歴史的展開』世界思想社。
2. リンゼイ『民主主義の本質』『自由の精神』未来社。
3. 大木英夫『ピューリタン』中公新書、『新しい共同体の倫理学 基礎論 上下』教文館。

4. 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店。
5. クリストファー・ヒル『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局。
6. 永岡薫編『イギリス・デモクラシーの擁護者 A.D.リンゼイ——その人と思想』聖学院大学出版会。
7. 近藤勝彦『デモクラシーの神学思想——自由の伝統とプロテスタンティズム』教文館。
8. 今岡恒夫他『近代ヨーロッパの探究③ 教会』ミネルヴァ書房。
9. 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房。

＜付論＞徹底的民主主義

シャンタル・ムフ（千葉真他訳）『政治的なるものの再興』日本経済評論社、1998年。

自由主義と民主主義の結合について、シュミットを経由しつつ、批判を加え、政治の固有性を多元主義的民主主義＝闘争的民主主義として回復すること。

「ロールズの抱える問題」「紛争、敵対関係、権力関係は姿を消し、政治の領域は道徳の拘束のもとでの私的利害間の合理的な交渉プロセスに矮小化されてしまう」（223）、「いかなる合意も、またいかなる客観的かつ差異的なルール体系も、その最も本質的な可能性として、強制という次元を伴っているのである」（285）、「多元主義的民主主義の固有の性質は、支配と暴力の欠如にあるのではなく、それらが制限され、かつまた争われることを可能にするための一群の諸制度の確立にある」（295）、「われわれに課せられた作業とは、社会的諸関係に本来的に備わっている暴力と敵対性という構成要素を敬遠するのではなく、そうした攻撃的諸力を緩和し転用することのできる諸条件を、また多元主義的民主主義の秩序が可能となる諸条件を、どのようにして創出するかを思考することにほかならない。」（310）

ハーバーマスが主張する合理的討論における合意形成の問題点は、まさにこの「社会的諸関係に本来的に備わっている暴力と敵対性という構成要素」の理解に関して指摘されているわけであるが、その場合においても、ハーバーマスの言う理想的発話状況が現実の討論の歪みを批判的に検討することを可能にするものであるという点は、十分に評価すべきであろう。

↓

啓蒙主義の二つの側面：政治理論と認識論

自由主義も歴史的概念（社会的エリート層との関わり）であり、拡張傾向にある。

直接民主主義をどのように制度化するか。あるいは、直接民主主義と立憲主義とのバランス。問題の一つは「情報・教育」。